

# 千葉県中小企業再建支援金

## - 申請要領 -

### <受付期間>

令和2年5月7日（木）から令和3年1月31日（日）まで

### < ご確認ください >

- 8月末までに千葉県中小企業再建支援金を申請した方は、再度の申請をすることはできません（支給は1事業者1回限りです）。
- 9月以降に申請した方については、支援金の入金は、10月下旬以降となります（支援金の支給は9月県議会における補正予算の成立が条件となります）。

### <専用ポータルサイト>

(URL) <https://www.chiba-shienkin.com>

千葉県中小企業再建支援金相談センター

【電 話】0570-044894

【受付時間】午前9時から午後5時まで（土・日・祝日除く）

# 目次

I	支援金の概要	
1	趣旨	1
2	支給額	1
II	対象要件	2
III	申請手続き	
1	問い合わせ先	5
2	申請書の提出	5
3	支給の決定等	21
IV	要件に関する特例	22
V	その他留意事項	27
	(別紙) 千葉県の新規インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置	28
	(別紙) 暴力団排除に関する規定 (II 対象要件 (7) 関係)	31

# I 支援金の概要

---

## 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けた中小企業等が行う、3つの「密」の防止、飛沫感染・接触感染の防止等の感染症予防対策や、休業した事業者の営業再開に向けた周知、感染予防のための設備や消耗品類の整備、テナント料の負担などを総合的に支援するため、売上が大きく減少している事業者に対して支援金を給付いたします。

## 2 支給額

IIの対象要件を満たす中小企業者等に対し、賃借<sup>※1</sup>している事業所<sup>※2</sup>の数に応じて、以下の額を支給します。なお、申請は1事業者につき1回限りとなります。

※1 「賃借」の対象は、事業所のほか、事業所の底地である土地についても含むものとする。

※2 「事業所」は、従業員及び設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

### **休業要請対象業種でない場合**

- (1) 賃借している事業所がない場合 20万円
- (2) 1事業所を賃借している場合 30万円
- (3) 複数の事業所を賃借している場合 40万円

### **休業要請対象業種の場合**

令和2年4月22日から令和2年5月6日及び令和2年5月9日から令和2年5月31日<sup>※3</sup>までの全ての期間について要請に応じている場合

- (1) 賃借している事業所がない場合 20万円
- (2) 1事業所を賃借している場合 30万円
- (3) 複数の事業所を賃借している場合 40万円

令和2年4月22日から令和2年5月6日までの全ての期間についてのみ要請に応じている場合

- (1) 賃借している事業所がない場合 10万円
- (2) 1事業所を賃借している場合 20万円
- (3) 複数の事業所を賃借している場合 30万円

令和2年5月9日から令和2年5月31日<sup>※3</sup>までの全ての期間についてのみ要請に応じている場合

一律 10万円

※3 休業要請が令和2年5月30日までのいずれかの日で終了する場合、令和2年5月9日から当該終了日までの期間とする。

## II 対象要件

下記の7つの要件を全て満たしている必要があります。(6)については該当する場合のみ。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項における会社及び個人<sup>※1</sup>（以下、中小企業者という。）、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人（以下、NPO法人という。）、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人又は組合等<sup>※2</sup>のうち、以下<sup>※3</sup>に掲げる業種を営む者であること。

※1 中小企業者の範囲（中小企業基本法による定義）

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 卸売業	1億円以下	100人以下
② 小売業	5,000万円以下	50人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 製造業、建設業、運輸業 その他業種（①～③を除く）	3億円以下	300人以下

注 中小企業基本法に基づかない法人についても上記の表に準じる。ただし、医療法人等の医業を主たる事業とする法人については、常時使用する従業員の数が300人以下の法人まで対象。

※2 組合等の範囲

- ・ 中小企業等協同組合（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合）、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会
- ・ 協業組合
- ・ 商工組合及び商工組合連合会
- ・ 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- ・ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会
- ・ 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会
- ・ 内航海運組合、内航海運組合連合会

※3 支給対象となる業種

中小企業基本 法上の類型	日本標準産業分類上の分類 (第13回改定(平成26年4月1日施行))
①卸売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち卸売業
②小売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち小売業 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店)、中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)
③サービス業	大分類G(情報通信業)のうち 中分類38(放送業)、中分類39(情報サービス業)、 小分類411(映像情報制作・配給業)、小分類412(音声情報制作業)、小分類415(広告制作業)、小分類416(映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業) 大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693(駐車場業)、中分類70(物品賃貸業) 大分類L(学術研究、専門・技術サービス業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち中分類75(宿泊業) 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業)※小分類791(旅行業)除く 大分類O(教育、学習支援業) 大分類P(医療、福祉) 大分類Q(複合サービス事業) 大分類R(サービス業<他に分類されないもの>)
④製造業、 建設業、 運輸業 その他業種 (①～③を除く)	大分類C(鉱業、採石業、砂利採取業) 大分類D(建設業) 大分類E(製造業) 大分類F(電気・ガス・熱供給・水道業) 大分類G(情報通信業)※③業種を除く 大分類H(運輸業、郵便業) 大分類J(金融業、保険業) 大分類K(不動産業、物品賃貸業)※③業種を除く 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業)のうち小分類791(旅行業)

注1 大分類A(農業、林業)、大分類B(漁業)に該当する業種は支給対象となりません。ご自身の業種が対象となるかについては、申請前に総務省HPでご確認ください。

[https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01\\_03000044.html](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000044.html)

注2 複数の業種を営んでいる場合は、主たる事業(売上が大きい方)の業種で判断します。

※4 以下に該当する法人は、支給の対象とはなりません。

- ①学校法人、②宗教法人、③農事組合法人、④農業法人（ただし、会社法の会社又は有限会社は対象）、⑤有限責任事業組合（LLP）

※5 以下に該当する法人は、支給の対象となります。

- ①株式会社、②合名会社、③合資会社、④合同会社、  
⑤（特例）有限会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）、  
⑥弁護士法に基づく弁護士法人、⑦公認会計士法に基づく監査法人、  
⑧税理士法に基づく税理士法人、⑨行政書士法に基づく行政書士法人、  
⑩司法書士法に基づく司法書士法人、⑪弁理士法に基づく特許業務法人、  
⑫社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人、  
⑬土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人、  
⑭社会福祉法人、⑮医療法人、⑯NPO法人、  
⑰一般社団・財団法人、⑱公益社団・財団法人、⑲組合等

注 中小企業基本法の中小企業者の範囲（※1）に限る。ただし、医療法人等の医業を主たる事業とする法人については、常時使用する従業員の数が300人以下の法人まで対象。

(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大により、次の各号のいずれかに該当する者であること。

ア 令和2年1月から令和2年12月のうち、任意のひと月の売上高<sup>※1</sup>が前年同月と比較して50%以上減少していること。

イ 令和2年6月から令和2年12月のうち、連続する任意の3か月の売上高<sup>※1</sup>の合計が前年同期と比較して30%以上減少していること。

※1 個人事業主の場合、ここでの売上高とは、確定申告書第一表における「事業収入」を指し、それ以外の「農業収入」「不動産収入」「給与収入」等は該当しません。

※2 上記の比較が困難で、平成31年4月から令和元年12月の間に創業した事業者の場合は、「IV（1）新規創業特例・1（P22）」、令和元年12月から令和2年3月の間に創業した事業者の場合は、「IV（2）新規創業特例・2（P23）」を参照。

(3) 千葉県内に「主たる事業所」<sup>\*</sup>を有する事業者であること。

※ 法人の場合は、法人税の確定申告書別表一に記載された納税地。

個人事業主（青色申告）の場合は、所得税の青色申告決算書に記載された事業所所在地

個人事業主（白色申告）の場合は、所得税の収支内訳書に記載された事業所所在地

NPO法人・公益法人等特例の場合は、履歴事項証明書又は根拠法令に基づき法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類で確認

- (4) 事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。
- (5) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- (6) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき休業等の要請を行った施設を有する者にあつては、当該要請に応じていること。

※休業要請については、全期間について協力いただくことが基本ですが、今回の対象要件としては、

- ① 令和2年4月22日（水）から5月6日（水）までの全ての期間
- ② 令和2年5月9日（土）から5月31日（日）までの全ての期間
- （②については、休業要請が令和2年5月30日までのいずれかの日で終了する場合、令和2年5月9日から当該終了日までの期間とする。）

について、県の要請に応じていることが必要です。

※休業等の要請対象施設についてはP28参照。

- (7) 「暴力団排除に関する規定」（P31参照）を遵守していること。また、本件について千葉県警察本部に照会することについて予め承諾すること。

### Ⅲ 申請手続き

---

#### 1 問い合わせ先

本支援金の申請に係るご質問に対応するため、次の相談センターを開設しています。

**千葉県中小企業再建支援金相談センター**

**【電 話】 0570-044894**

**【受付時間】 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日除く）**

#### 2 申請書の提出

##### (1) 申請受付期間

**令和2年5月7日（木）から令和3年1月31日（日）まで**

## (2) 申請受付方法

以下のとおりオンライン提出及び郵送での申請受付をしています。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、窓口による対面受付は行いません。ご不明な点は相談センターにて対応させていただきます。

### ① オンライン提出の場合

本支援金のポータルサイトから提出できます。

【URL】 <https://www.chiba-shienkin.com>

なお、令和3年1月31日（日）23時59分までに送信を完了してください。

※オンライン提出の方が早く審査されます。

### ② 郵送の場合

申請書類を以下の宛先に郵送してください。郵送にあたっては、簡易書留など郵送物の追跡ができる方法で郵送ください。（令和3年1月31日（日）の消印有効）

【宛先】 〒277-8771 千葉県柏市柏の葉5-4-6

千葉県中小企業再建支援金 申請受付

※切手を貼付の上、裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※必ず、郵送にて提出してください。直接のお持ち込みはご遠慮ください。

## (3) 申請書類の入手方法

以下の方法で本支援金にかかる申請書等を入手できます。

### 【電子データによる入手】

ポータルサイトの申請内容入力フォームページから入手することができます。

（URL） <https://www.chiba-shienkin.com>

### 【紙ベースによる入手】

以下の関係機関において入手できます。入手場所一覧をポータルサイトに掲載していますのでご確認ください。

- ① 県庁（本庁舎14階）
- ② 県税事務所（県内16箇所）
- ③ 県内市（区）役所、町役場、村役場（県内60箇所）
- ④ 県内商工会・商工会議所（県内63箇所）

※申請受付窓口は設置しませんので、内容のお問合せは相談センターにお願いします。



#### (4) 申請書類

以下の申請書類を提出してください。なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。

	申請書類一覧	チェック
①	千葉県中小企業再建支援金申請書兼実施報告書（第1号様式） （P 8、9 参照） （※）オンライン申請の場合は、添付不要とします。	<input type="checkbox"/>
②	感染症防止対策チェックリスト （P 10 参照）	<input type="checkbox"/>
③	誓約書 （P 11 参照） （※）誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者名などの欄は、必ず自署でお願いします。 （※）オンライン申請の場合は、誓約書全体をスキャナ又は写真で取り込み送信してください。	<input type="checkbox"/>
④	振込先口座を確認できる書類（通帳の写し） （P 12 参照）	<input type="checkbox"/>
⑤	【個人事業主の場合】 本人確認書類の写し（運転免許証、パスポート等） （P 13 参照）	<input type="checkbox"/>
⑥	役員等名簿 （P 14 参照） （※）個人事業主の場合は代表者を記載してください。	<input type="checkbox"/>
⑦	前年*の確定申告書類の控え （P 15～17 参照） 1 第一表 2（法人の場合）法人事業概況説明書（2枚） （個人の場合）青色申告決算書（2枚）又は収支内訳書（1枚） （※）法人の場合は前年分に限らず、比較対象月を全て含む期間の上記書類が必要です。	<input type="checkbox"/>
⑧	減収月の売上台帳等の写し （P 17 参照） （※）連続する3か月の売上高合計で比較する場合は、3か月全ての売上台帳が必要です。	<input type="checkbox"/>
⑨	【事業所を賃借している場合】 事業所を賃借していることが確認できる書類の写し （P 18、19 参照）	<input type="checkbox"/>
⑩	【県の休業等要請対象業種の場合】 休業等を確認できる書類 （P 19 参照） （※）P 4 に掲げる期間の休業等を確認できる書類が必要です。	<input type="checkbox"/>
⑪	【新規創業特例、事業承継・法人成特例、NPO法人・公益法人等特例の場合】 特例に該当することが確認できる書類の写し （P 20 参照）	<input type="checkbox"/>

※ 申請書類に不備があったり、判読が困難（コピーが薄い、文字や数字が読みにくい等）であったりする場合には、申請をいただいた後、確認をしたうえで、再提出等をお願いすることになり、支給までに相当な時間を要することがあります。申請前にもう一度、提出する書類の確認をお願いします。

# ① 千葉県中小企業再建支援金申請書兼実施報告書（第1号様式）

第1号様式（第6条）（※オンライン申請の場合は、添付不要とします。）

## 千葉県中小企業再建支援金申請書兼実施報告書

千葉県中小企業再建支援金交付要綱第3条の支給対象者に該当するため、同要綱第6条の規定に基づき支援金を申請します。なお、下記記載事項及び添付書類の内容については事実と相違ありません。

なお、同要綱第7条の規定に基づき支援金の交付が決定した場合、別添の口座へ振込をお願いします。

令和2年5月10日

〒260-8667

千葉県知事 様

申請事業者

所在地 千葉県千葉市中央区市場町1-1

名称 有限会社千葉商事

代表者 代表取締役社長 千葉 太郎

記

主たる事務所の情報	フリガナ	ユウゲンガイシャチバショウジ		
	名称 (屋号)	有限会社 千葉商事		
	フリガナ	チバケンチバシチュウオウクイチバショウ		
	住所	千葉県千葉市中央区市場町1-1		
電話番号	043-223-xxxx	営業内容	雑貨の販売	

申請企業の情報	申請事業者名 (法人名又は個人事業主名)	フリガナ	ユウゲンガイシャチバショウジ													
		名称	有限会社千葉商事													
	各種情報	資本金 (又は出資金)	200万円	業種 (※1から選択)	②				常時雇用する従業員数	10人						
	申請者の種別	選択	法人	法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3
	個人事業主	住所(※2)	法人種別	中小企業	社会福祉法人	医療法人	NPO法人	一般社団法人	公益社団法人	財団法人	組合等	生年 月日				
特例に該当する場合の特例名称(※3)																

上記内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。  
 ※1 業種区分は①卸売業、②小売業、③サービス業、④製造業等のその他の業種（①～③を除く）から選択してください。  
 ※2 申請企業の情報欄における「住所」は添付の本人確認資料記載の住所としてください。  
 ※3 申請要領を参照の上、特例に該当する場合は、①新規創業特例・1、②新規創業特例・2、③事業承継・法人成特例・1、④事業承継・法人成特例・2、⑤確定申告特例・1、⑥確定申告特例・2、⑦白色申告特例、⑧NPO法人・公益法人等特例から選択してください。

売上の情報	本年	売上が減少した月	令和2年(※5)	4	売上高	
	前年	比較対象月	令和元年(平成31年)(※4,5,6)	4	売上高(※4,5)	5,000,000円

※4 特例に該当する場合は、申請要領の記載例を参考に記入願います。  
 ※5 連続する3か月の売上高の合計と比較する場合は、〇～×月のように記入し、その合計額を記入してください。  
 ※6 特例に該当し、月平均で計算する場合は「0」月と記入してください。

担当者	担当者名	所属	会計課	フリガナ	チバ	ハナコ
	担当者連絡先	電話	043-223-xxxx	氏名	千葉	花子
				メールアドレス	chiba@pref.co.jp	

### 賃借の状況

: 賃借している事業所はない  : 1事業所を賃借している  : 複数事業所を賃借している

#### 賃借の情報（1か所目）

1	使用目的	住所	電話番号
		賃借している事業所がない場合は記入不要	

#### 賃借の情報（2か所目）

2	使用目的	住所	電話番号

### ※添付書類

- 新型コロナウイルス感染症防止対策チェックリスト
- 誓約書
- 通帳の写し（口座番号がわかる表紙等）
- 【個人事業主の場合】本人確認書類の写し（運転免許証、パスポート等）
- 役員等名簿
- 前年の確定申告書（第一表）
- 前年の確定申告書（法人事業概況説明書（2枚）/青色申告決算書（2枚）/収支内訳書（1枚））
- 減収月の売上台帳（様式は問わず）
- 賃貸の場合は、前年の確定申告書（地代家賃等の内訳書）及び賃貸借契約書の写し
- 休業等要請対象業種の場合は、休業等を確認できる書類（HP、張り紙等）

特に添付漏れに注意してください。

記載例  
(法人)

「Ⅳ要件に関する特例」に該当する場合は、特例の名称を記載してください。

「新規創業特例・2」又は「確定申告特例・2」に該当し、令和元年以外の売上高と比較する場合は、「令和元年」を二重線で消し、比較する年を記載してください。

「Ⅳ要件に関する特例」により前年の月平均売上高と比較する場合は、以下のとおり記載して下さい。  
 ①単月比較の場合  
月平均売上高を記載  
②3か月比較の場合  
月平均売上高を3倍した額（3か月分）を記載

**記載例  
（個人事業主）**

**千葉県中小企業再建支援金申請書兼実施報告書**

千葉県中小企業再建支援金交付要綱第3条の支給対象者に該当するため、同要綱第6条の規定に基づき支援金を申請します。なお、下記記載事項及び添付書類の内容については事実と相違ありません。  
 なお、同要綱第7条の規定に基づき支援金の交付が決定した場合、別添の口座へ振込をお願いします。

令和2年5月10日

〒260-8667

申請事業者

所在地 千葉県千葉市中央区市場町1-1

千葉県知事 様

名称

代表者 千葉 太郎

記

主たる事務所の情報	フリガナ	イザカヤマルマル		
	名称 <small>（屋号）</small>	居酒屋●●		
	フリガナ	チバケンチバシチュウオウクイチバチョウ		
	住所	千葉県千葉市中央区市場町1-1		
電話番号	043-223-xxxx	営業内容	飲食店	

申請企業の情報	申請事業者名 <small>（法人名又は個人事業主名）</small>	フリガナ	チバ タロウ					
	各種情報	名称	千葉 太郎					
	申請者の種別 <small>（選択）</small>	資本金 <small>（又は出資金）</small>	記入不要	万円	業種 <small>（※1から選択）</small>	③	常時雇用する従業員数	3人
		法人種別	法人番号	記入不要		法人種別	中小企業	社会福祉法
個人事業主	住所 <sup>※2</sup>	千葉県千葉市中央区市場町2-2		生年月日	昭和50年4月1日			
特例に該当する場合の特例名称 <sup>※3</sup>								

上記内容に修正が生じた場合には、速やかに再提出してください。

※1 業種区分は①卸売業、②小売業、③サービス業、④製造業等のその他の業種（①～③を除く）から選択してください。

※2 申請企業の情報欄における「住所」は添付の本人確認資料記載の住所としてください。

※3 申請要領を参照の上、特例に該当する場合は、①新規創業特例・1、②新規創業特例・2、③事業承継・法人成特例・1、④事業承継・法人成特例・2、⑤確定申告特例・1、⑥確定申告特例・2、⑦白色申告特例、⑧NPO法人・公益法人等特例から選択してください。

売上の情報	本年	売上が減少した月	令和2年 <small>（※5）</small>	4	売上高	
	前年	比較対象月	令和元年 <small>（平成31年）（※4,5,6）</small>	4	売上高 <small>（※4,5）</small>	1,000,000円

※4 特例に該当する場合は、申請要領の記載例を参考に記入願います。

※5 連続する3か月の売上高の合計で比較する場合は、〇～×月のように記入し、その合計額を記入してください。

※6 特例に該当し、月平均で計算する場合は「0」月と記入してください。

担当者	担当者名	所属	記入不要	フリガナ	チバ	タロウ
	担当者連絡先	電話	043-223-xxxx	氏名	千葉	太郎
				メールアドレス	chiba@pref.co.jp	

**賃借の状況**

：賃借している事業所はない ：1事業所を賃借している ：複数事業所を賃借している

**賃借の情報（1か所目）**

1	使用目的	住所	電話番号
	店舗	千葉県千葉市中央区市場町1-1	043-223-xxxx

**賃借の情報（2か所目）**

2	使用目的	住所	電話番号

**※添付書類**

- 新型コロナウイルス感染症防止対策チェックリスト
- 誓約書
- 通帳の写し（口座番号がわかる表紙等）
- 【個人事業主の場合】本人確認書類の写し（運転免許証、パスポート等）
- 役員等名簿
- 前年の確定申告書（第一表）
- 前年の確定申告書（法人事業概況説明書（2枚）/青色申告決算書（2枚）/收支内訳書（1枚））
- 減収月の売上台帳（様式は問わず）
- 賃貸の場合は、前年の確定申告書（地代家賃等の内訳書）及び賃貸借契約書の写し
- 休業等要請対象業種の場合は、休業等を確認できる書類（HP、張り紙等）

「Ⅳ要件に関する特例」に該当する場合は、特例の名称を記載してください。

「新規創業特例・2」又は「確定申告特例・2」に該当し、令和元年以外の売上高と比較する場合は、「令和元年」を二重線で消し、比較する年を記載してください。

「Ⅳ要件に関する特例」により前年の月平均売上高と比較する場合は、以下のとおり記載して下さい。  
 ①単月比較の場合  
 月平均売上高を記載  
 ②3か月比較の場合  
 月平均売上高を3倍した額（3か月分）を記載

## ② 新型コロナウイルス感染症防止対策チェックリスト

## 新型コロナウイルス感染症防止対策チェックリスト

※該当する項目にチェックしてください。該当する項目がないときは、「その他」に取り組み内容を記入してください。

## 【全事業者が確認ください】

## ●感染症予防対策に関する取組

## ■発熱者等の施設への入場防止

- 従業員の出勤停止（従業員の検温のための体温計の購入など）  
 不要不急の来訪自粛要請（体調不良時の自粛要請などを求めるHP立ち上げなど）  
 その他（ ）

## ■3つの「密」の防止に関する取組

- 密集する会議の中止（テレビ会議の実施のための設備購入など）  
 営業内容の変更（デリバリー開始のための車両購入やランチ営業など）  
 店舗・事務所内における間隔確保（座席を1つ以上開けて案内、座席・机の一部撤去など）  
 換気の実施（定期的な窓の開け閉めや換気設備の設置など）  
 その他（ ）

## ■飛沫感染、接触感染の防止に関する取組

- 従業員への取組（マスクや消毒液などの購入、消毒作業）  
 来客等への取組（入店時等に使用する消毒液の購入など）  
 その他（ ）

## ■移動時における感染の防止に関する取組

- 出張の中止（電話会議やビデオ会議のための設備購入など）  
 ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進など）  
 その他（ ）

## ■その他の取組

- [ ]

該当する項目1つ以上にチェックをしてください。（すべての取組に該当していなくても支給対象となります。）

【県の要請に伴い休業等した事業者（申請要領P.28参照）の方は該当する項目にチェックしてください。】

- 4月22日～5月6日まで休業に協力  
 5月9日～5月31日（※）まで休業に協力  
 【居酒屋等】4月22日～5月6日まで19時以降の酒類の提供を控えることに協力  
 【居酒屋等】5月9日～5月31日（※）まで19時以降の酒類の提供を控えることに協力

※新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく休業等の要請が令和2年5月30日までのいずれかの日で終了する場合、令和2年5月9日から当該終了日までとする。

## 誓 約 書

私は、千葉県中小企業再建支援金の申請をするに当たり、下記の内容について、誓約します。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、支援金の交付を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

## 記

- ・申請要件を満たしています。また、申請内容に虚偽はありません。
- ・千葉県中小企業再建支援金の交付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。))が千葉県中小企業再建支援金交付要綱第3条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。また、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。
- ・千葉県から申請の内容について検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金を返還するとともに、加算金を支払うことに応じます。
- ・休業等の要請に応じた事業所名（屋号）を千葉県が公表する可能性があることに同意します。

以上

令和2年5月10日

千葉県知事 様

所在地 千葉県千葉市中央区市場町1-1

名 称 有限会社 千葉商事

代表者名 代表取締役社長 千葉 太郎

ゴム印等を使用せず、法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

※法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

#### ④ 振込先口座を確認できる書類

□ 口座の通帳の写し

（法人の場合）法人名義

（個人事業主の場合）本人名義

□ （申請者と振込先名義人が異なる場合）委任状

※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようスキャン又は撮影してください。

※上記が確認できるように、必要であれば、通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出してください。

※画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いができません。

※委任状について、委任者（支援金申請者の名前・住所）、受任者（振込先口座名義人の名前・住所）・委任する旨の文言（「私に支給される千葉県中小企業再建支援金の受領に関する権限を、下の者を代理人とし委任します。」等）・委任者印が確認できることが必要です。

通帳のオモテ面



電子通帳 画面コピー



通帳を開いた1・2ページ目



+



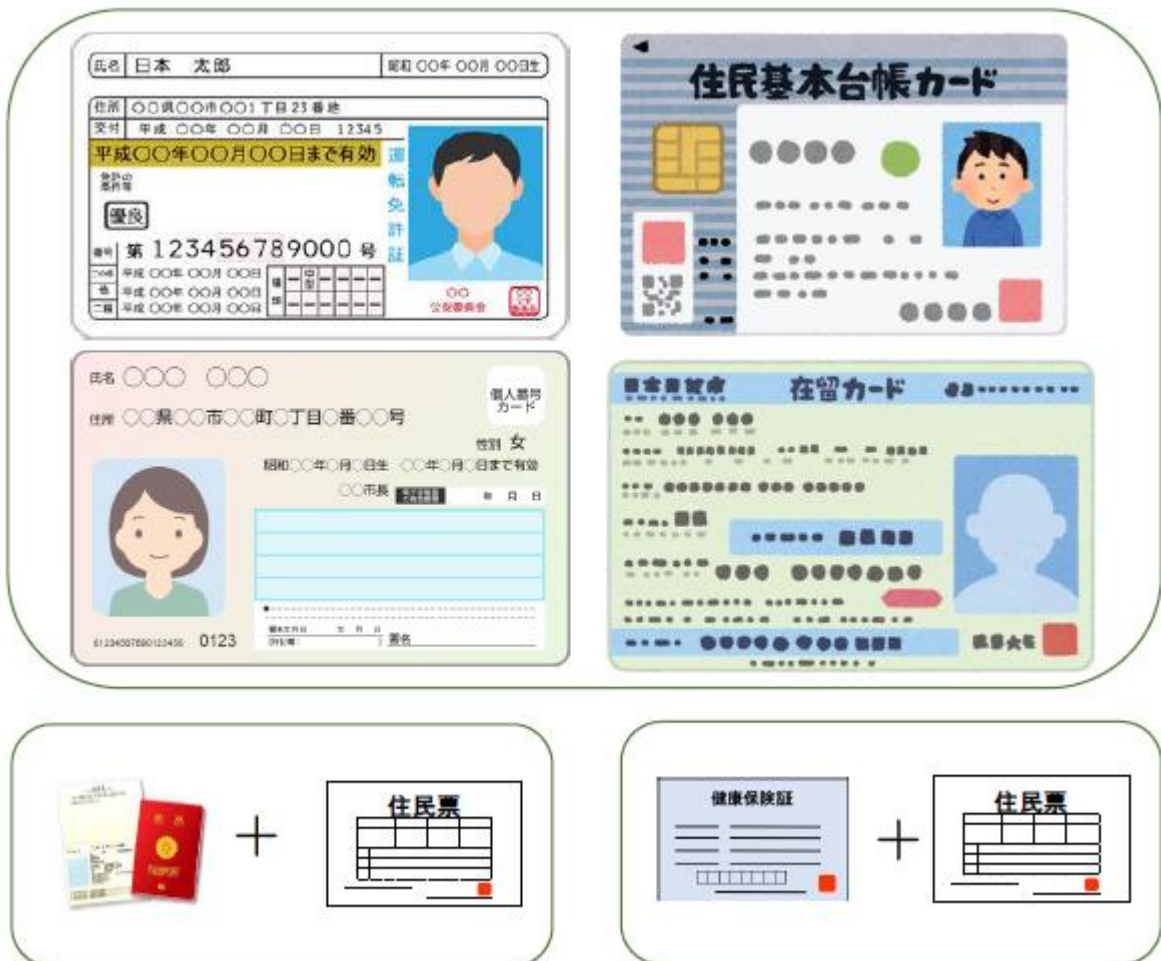
## ⑤ 【個人事業主の場合】本人確認書類の写し

本人確認書類は、下記の（ア）から（エ）のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

- （ア）運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）
- （イ）個人番号カード（オモテ面のみ）
- （ウ）写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- （エ）在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）

※いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。なお、（ア）から（エ）を保有していない場合は、（オ）又は（カ）で代替することができるものとします。

- （オ）住民票の写し及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方
- （カ）住民票の写し及び各種健康保険証（両面）の両方



⑥ 役員等名簿

記載例

役員等名簿

番号	商号又は名称(半カナ)	商号又は名称(漢字)	氏名(半カナ)	氏名(漢字)	生年月日			性別(M・F)	住所	職名	
					元号 MTSH	年	月				日
1	カブシキカ イヤチハ	株式会社千葉	チハ タロウ	千葉 太郎	S	40	1	16	M	千葉県千葉市中央区市場町1-1	代表取締役
2	カブシキカ イヤチハ	株式会社千葉	イハラ ハコ	市原 花子	S	51	10	5	F	東京都新宿区西新宿2-8-1	取締役
3	カブシキカ イヤチハ	株式会社千葉	ナシノ カズオ	習志野 一男	H	1	6	27	M	神奈川県横浜市中区日本大通1	監査役
4	カブシキカ イヤチハ	株式会社千葉	ヤシヨロウ	八千代 二郎	T	14	5	1	M	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	会長
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

・全角文字で入力  
・都道府県から入力(政令指定都市の場合も)  
・1番1号 ⇒ 1-1-1(ハイフンでつなく)

・半角アルファベット  
大文字で入力

・全角文字で入力  
・姓と名の間は  
全角スペースを1つ入力  
・外字の場合は常用漢字  
で入力。(別途「手書き

・半角カタカナで入力  
・姓と名の間は  
半角スペースを

・全角文字で入力  
・途中にスペースは入力しない

・半角カタカナで入力

留意事項

- ①外字について  
氏名の一部に外字を使用する場合、入力は常用漢字とし、手書きメモ(PDF形式)等で正規の文字を送付してください。
- ②外国人について  
外国人の氏名は、『氏名(漢字)』に母国語表記(アルファベット、中国語等)をし、『氏名(半カナ)』に読み方を入力してください。
- ③人定事項について  
記入された人定事項に誤りがあった場合、照会結果に疑義が生じますので、必ず確認してください。  
また、所定の人定事項が具備されていない場合は、県警から「回答差し控え」と回答される可能性があります。

現在における(私・当法人(団体))の役員等名簿に相違ありません。

令和2年 5月 10日

住所(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)  
千葉県千葉市中央区市場町7-7

氏名(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)  
有限会社千葉商事 代表取締役社長 千葉太郎

個人事業主の場合は、代表者の情報を記載してください。

役員等名簿には、支援を受けようとする事業を行う者が個人である場合は本人を記載すること。

- ・法人その他の団体である場合は、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に参与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。)を記載すること。
- ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件支援金の申請に関する権限又は支援事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。



⑦ 前年の確定申告書類の控え（NPO法人・公益法人等特例の場合はP26参照）

(ア) 法人の場合

減収月の属する事業年度の直前<sup>※</sup>の事業年度の分を提出してください。

※直前の事業年度の確定申告の申告期限前である場合など、相当の理由により減収月の直前の事業年度の確定申告書類が提出できない場合は、2事業年度前の確定申告書類をもって代えることが可能。

- 法人税の確定申告書別表一の控え（1枚）
- 法人事業概況説明書の控え（2枚）

ただし、決算月の関係で、直前の事業年度の確定申告書のみでは確認できない場合は、以下のとおり提出してください。

○比較対象月や期間が前々年の事業年度に含まれる場合

→ 前々年の事業年度の確定申告書類を提出

○比較対象期間が前々年から前年の事業年度にまたがる場合

→ 前々年と直前の事業年度の確定申告書類（計2か年分）を提出

■確定申告書別表一（1枚）

■法人事業概況説明書（2枚）

**(イ) 個人事業主の場合（青色申告の場合）**

令和元年分を提出してください。

- 所得税の確定申告書第一表の控え（1枚）
- 所得税の青色申告決算書の控え（2枚）

■確定申告書第一表（1枚）

■所得税青色申告決算書（2枚）

**(ウ) 個人事業主の場合（白色申告の場合）**

令和元年分を提出してください。

- 所得税の確定申告書第一表の控え（1枚）
- 所得税の収支内訳書の控え（1枚）

■確定申告書第一表（1枚）

確定申告書第一表 (FA0125) の詳細な説明。この表は、個人事業主が令和元年分の所得を申告するために使用する。表の左側には「収入金額等」と「所得金額」の欄があり、右側には「税の計算」と「その他」の欄がある。また、表の下部には「所得から差し引かれる金額」の欄がある。表の右上には「令和〇〇年分の確定申告書第一表」と記載されている。

■収支内訳書（1枚）

収支内訳書 (FA0303) の詳細な説明。この表は、個人事業主が令和元年分の収入と支出を詳細に記録するために使用する。表の上部には「令和〇〇年分支内訳書 (一般用)」と記載されている。表の左側には「収入」と「支出」の欄があり、右側には「給料貸金の内訳」と「税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳」の欄がある。また、表の下部には「事業専従者の氏名等」の欄がある。表の右上には「令和〇〇年分支内訳書 (一般用)」と記載されている。

**⑧ 減収月の売上台帳等の写し**

対象月の事業収入額がわかる売上台帳等を提出してください。

※連続する3か月の売上高合計で比較する場合は、3か月全ての売上台帳が必要です。

※フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。書類の名称も「売上台帳」でなくても構いません。ただし、提出するデータが対象月の事業収入であることを確認できる資料を提出してください。

(令和2年●月と明確に記載されている等)

※なお、法人の場合は法人名、個人の場合は屋号もしくは個人名が台帳で確認できる箇所を併せて提出してください。

⑨ **【事業所を賃借している場合】事業所を賃借していることが確認できる書類（NPO法人・公益法人等特例の場合はP26参照）**

以下の(ア)及び(イ)を提出してください。なお、(ア)を保有していない場合は、(ウ)で代替することができるものとします。

また、提出は申請書「賃借の情報」に記載した事業所の分（最大2事業所分）のみで構いません。

(ア) 事業所の賃貸借契約書の写し

- ※ 対象物件・物件住所・契約金額、契約日付、契約当事者双方がわかる箇所のみで構いません。なお、申請時において有効なものであり、記載された事業所の住所が申請書に記載する「賃借の情報」と同一のものに限ります。

(イ) 令和元年分の確定申告書のうち地代家賃等の内訳書の控え

【法人の場合】勘定科目内訳明細書のうち、地代家賃等の内訳書の控え

【個人事業主（青色申告）の場合】青色申告決算書のうち、「地代家賃の内訳」の記載箇所の控え

【個人事業主（白色申告）の場合】収支内訳書のうち、「地代家賃の内訳」の記載箇所の控え

(ウ) 賃借料支払いを証明する領収書の写し【(ア)を保有していない場合に提出】

- ※ 貸主・借主（申請者）・物件住所がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

■ (法人の場合) 勘定科目内訳明細書のうち、「地代家賃等の内訳書」の記載箇所

地代家賃等の内訳書					
地代家賃の内訳					
地代・家賃の区分	所在地(借家)物件の用途 所在地	貸主の名称(氏名) 貸主の所在地(住所)	支払対象期間 支払賃借料	備 考	

権利金等の期中文払の内訳				
支払先の名称(氏名) 支払先の所在地(住所)	支払年月日	支払金額	権利金等の内容	備 考

(注) 1. 借地又は借家に関する支払った権利金等がある場合には、「権利金等の期中文払の内訳」の各欄に入力してください。  
 なお、借家に関する支払った権利金等には、支払賃借料又は支払金額の多額なものを除き、同回についてのみ記入しても差し支えありません。  
 2. 権利金等を複数に分けて支払っている場合には、支払年月日ごとに記入してください。  
 3. 外国籍又は外国籍者に支払うものについては、「支払先の所在地(住所)」及び「支払金の所在地(住所)」の各欄には、  
 国外の所在地(住所)を記入してください。

工業所有権等の使用料の内訳書				
名 称	支払先の名称(氏名) 支払先の所在地(住所)	契約期間	使用料等 支払対象期間 支払金額	備 考

(注) 1. 「名称」欄には、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の名称を記入してください。  
 なお、特許権に関する支払ったものは、支払金額の多額なものから同回についての記入しても差し支えありません。  
 2. 外国籍又は外国籍者に支払うものについては、「支払先の所在地(住所)」欄には、国外の所在地(住所)を  
 記入してください。

■ (個人事業主 (青色申告) の場合) 青色申告決算書のうち、「地代家賃の内訳」の記載箇所

○減価償却費の計算														
減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	取得価額 (償却保証額)	償却の基礎になる金額	償却方法	耐用年数	償却率又は償却期間	本年分の普通償却費 (E)×(D)×(C)	増 (特別) 減 償 却 費	本年分の事業用償却費合計 (F)+(G)	本年分の必要経費算入額 (E)×(F)	未償却残高 (期末残高)	備 考	
計														
注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみこの枠内に償却保証額を記入します。														

○利子割引料の内訳 (金融機関を除く)				○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳			
支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額	本年中の借入金利引料	左のうち必要経費算入額	支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	所得課税及び復興特別税等の減算取扱

○地代家賃の内訳				○本年における特殊事情			
支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・雑利金等	左の賃借料のうち必要経費算入額				

■ (個人事業主 (白色申告) の場合) 収支内訳書のうち、「地代家賃の内訳」の記載箇所

○売上(収入)金額の明細				○仕入金額の明細			
売上先名	所在地	売上(収入)金額		仕入金先名	所在地	仕入金額	
上記以外の売上先の内訳				上記以外の仕入金先の内訳			
右記④のうち 軽減税率対象				右記④のうち 軽減税率対象			

○減価償却費の計算														
減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	取得価額 (償却保証額)	償却の基礎になる金額	償却方法	耐用年数	償却率又は償却期間	本年分の普通償却費 (E)×(D)×(C)	増 (特別) 減 償 却 費	本年分の事業用償却費合計 (F)+(G)	本年分の必要経費算入額 (E)×(F)	未償却残高 (期末残高)	備 考	
計														
注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみこの枠内に償却保証額を記入します。														

○地代家賃の内訳				○本年における特殊事情			
支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・雑利金等	左の賃借料のうち必要経費算入額				

○利子割引料の内訳 (金融機関を除く)			
支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額	本年中の借入金利引料	左のうち必要経費算入額

⑩ 【県の休業等要請対象業種の場合】休業等を確認できる書類

- 休業等を告知するホームページ、店頭ポスター、チラシ 等 (写し又は写真で可)
- ※休業等をする事業所などの名称や状況 (休業の期間等) がわかるように工夫してください。
- ※複数の施設が混在している場合、対象の施設部分が休業等を確実に実施していることがわかる書類を用意してください。

※食堂、レストラン、喫茶店等（居酒屋含む）を管理する事業者においては、19時以降の夜間は酒類の提供を控えていることが分かる書類を用意してください。

※休業要請については、全期間について協力いただくことが基本ですが、今回の対象要件としては、

- ① 令和2年4月22日（水）から5月6日（水）までの全ての期間
  - ② 令和2年5月9日（土）から5月31日（日）までの全ての期間
- （②については、休業要請が令和2年5月30日までのいずれかの日で終了する場合、令和2年5月9日から当該終了日までの期間とする。）

について、県の要請に応じていることが必要となります。当該期間休業していることが確認できる書類を添付してください。

**⑪ 【新規創業特例、事業承継・法人成特例、NPO法人・公益法人等特例の場合】特例に該当することが確認できる書類の例（必要書類はP22～27でご確認ください）**

**(ア) 法人の場合**

□ 法人設立届出書の写し（1枚）

※法人成の場合は、「設立形態」の欄が①「個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択されていること、また②「整理番号」の欄に個人の確定申告の番号を記載していること。

法人設立届出書		※整理番号	
令和 年 月 日 税務署長殿 新たに内国法人を設立したので届け出ます。	本店又は主たる事務所の所在地	〒 _____ 電話( ) _____	
	納税地	〒 _____	
	(フリガナ) 法人名	_____	
	法人番号	_____	
	(フリガナ) 代表者氏名	_____ ④	
	代表者住所	〒 _____ 電話( ) _____	
設立年月日	平成・令和 年 月 日	事業年度(前)	月 日(前) 月 日
設立時の資本金又は出資金の額	円	消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日	平成・令和 年 月 日
事業の目的 (現に営んでいる又は営む予定のもの)	本・日本・外国・日本・外国・日本・外国	名称	所在地
		_____	_____
設立の形態	1 個人企業を法人組織とした法人である場合( ) 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合(□分限型・□分社型・□その他) 4 現物出資により設立した法人である場合 5 その他( )		
設立の形態が2～4である場合の選別区分	選別・その他	1 定款等の写し 2 その他	
事業開始(見込み)年月日	平成・令和 年 月 日	計 算 書	
「給与支払事務所の開設届出書」提出の有無	有 無	印 影 印	
氏 名	_____	_____	
事務所所在地	_____	_____	
税理士署名押印	_____ ④		
※税務署 処理欄	部 門	決算 期	準備 番号
	番 号	入 力	日 付
	年 月 日	通 関	日 付

01.06改正 (縦横A4)



**(イ) 個人事業主の場合**

□ 個人事業の開業・廃業等届出書の写し（1枚）

**個人事業の開業・廃業等届出書**

1 0 4 0

新規地:  在所在地・ 転移地・ 事業所等(届出するものを欄別してください)

納税地: (TEL: - - - - )

上記以外の在所在地・事業所等: 納税地以外に在所在地・事業所等がある場合は記載します。

フリガナ: (TEL: - - - - )

氏名: (大正) (昭和) (平成) (令和)

個人番号: (フリガナ) (番号)

個人事業の開業等について次のとおり届けます。

届出の区分:  開業 (事業の引継ぎを受けた場合は、受け先先の住所・氏名を記載します。)  
 住所: 氏名:  
 事業所・事業所の(開・増設・移転・廃止)  
 廃業 (事業)  
 (事業の引継ぎ(譲渡)による場合は、引き継いだ(譲渡した)先の住所・氏名を記載します。)  
 住所: 氏名:

所得の種類:  不動産所得・ 山林所得・ 事業(農業)所得【農業の種別--- 全部・ 一部( )】

開業・廃業等日: 開業や廃業、事業所・事業所の新增設等のあった日 年 月 日

事業所等を新增設、移転、廃止した場合: 新增設、移転後の所在地 (電話)  
 移転、廃止前の所在地

農業の事業が法人の設立に伴うものである場合: 設立後法人名 代表者名  
 法人納税地 設立年制 年 月 日

開業・廃業に伴う届出書の提出の有無: 「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」  有・ 無  
 消費税に関する「課税事業者届出書」又は「事業者廃止届出書」  有・ 無

事業の概要 (できるだけ具体的に記載します)

事業の区分: 定額事業 納金の定め方 届出の有無 小の届出事項  
 専従者 人  有・ 無  
 雇用者  有・ 無  
 新  有・ 無

原簿所得税の納税の特例の承認に関する申請書の提出の有無:  有・ 無 納金支払を開始する年月日 年 月 日

届出者 (TEL: - - - - )

届出番号: A B C 番号欄 表示欄  
 業  
 業  
 届出日: 通達日付の年月日 届出日: 届出番号 (個人番号カード/通知カード・運転免許証その他)  
 年 月 日

**(ウ) NPO法人や公益法人等の場合**

□ 履歴事項証明書

又は根拠法令に基づき法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類

**3 支給の決定等**

申請書を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められたときは支援金を支給します。

申請書類の審査の結果、本支援金を支給する旨を決定したときは、後日、交付決定通知書を発送いたします。なお、支給しない旨の決定をしたときは、その旨と理由をお示しします。

## IV 要件に関する特例

以下の場合、Ⅱ及びⅢの内容とは別の取扱いの上、支給対象とします。

### (1) 新規創業特例・1

平成31年4月から令和元年12月の間に新規創業した場合、以下のいずれかに該当する場合は対象となります。

- ①令和2年1月から12月のうち、任意のひと月の収入が、令和元年の年間事業収入を令和元年の開業後月数\*で按分した月平均と比較して、50%以上減少している。
- ②令和2年6月から12月のうち、連続する任意の3か月の収入の合計が、令和元年の年間事業収入を令和元年の開業後月数\*で按分した月平均を3倍した額（3か月分）と比較して、30%以上減少している。

※開業後月数は、操業日数にかかわらず、1か月とみなします。

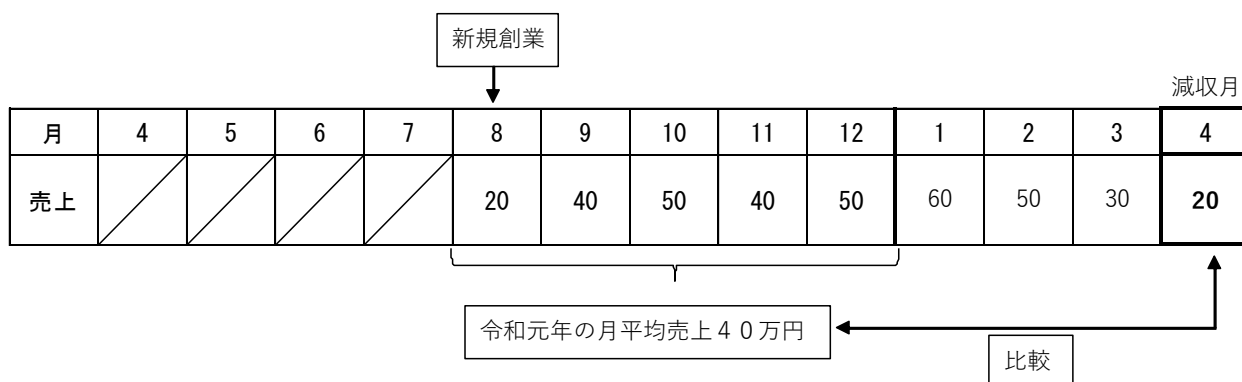
#### 【追加で必要な書類】

(法人の場合)

- 法人設立届出書の写し
- (確定申告時期が到来していない場合) 税理士による押印及び署名がなされた、令和元年分の年間事業収入を証明する書類(様式任意)

(個人事業主の場合)

- 個人事業の開業届出書の写し又は開業日、所在地、代表者の記載がある公的書類の写し





## (2) 新規創業特例・2

令和元年12月から令和2年3月の間に新規創業した場合、以下のいずれかに該当する場合は対象となります。

- ①令和2年4月から12月のうち、任意のひと月の収入が、創業から3月までの事業収入を令和2年3月までの月数<sup>\*</sup>で按分した月平均額をと比較して、50%以上減少している。
- ②令和2年6月から12月のうち、連続する任意の3か月の収入の合計が、創業から3月までの事業収入を令和2年3月までの月数<sup>\*</sup>で按分した月平均額を3倍した額（3か月分）と比較して、30%以上減少している。

※開業後月数は、操業日数にかかわらず、1か月とみなします。

※令和元年12月に創業の場合は、新規創業特例・1と2のいずれかを選択して申請できます。

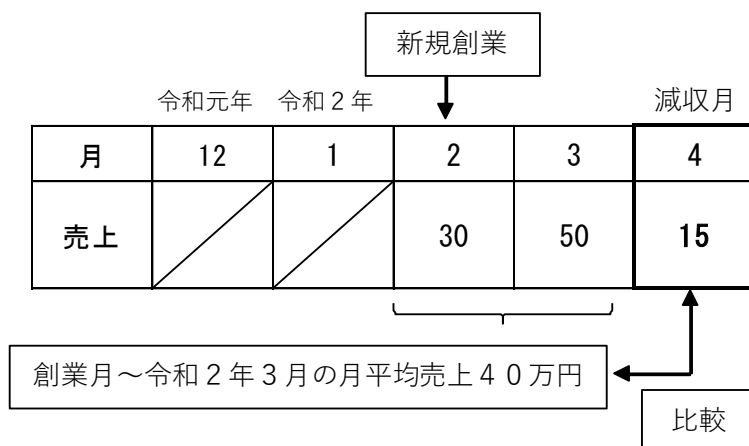
### 【追加で必要な書類】

(法人の場合)

- 法人設立届出書の写し
- 税理士による押印及び署名がなされた、創業月から令和2年3月の事業収入を証明する書類（様式任意）

(個人事業主の場合)

- 個人事業の開業届出書の写し又は開業日、所在地、代表者の記載がある公的書類の写し
- 税理士による押印及び署名がなされた、創業月から令和2年3月の事業収入を証明する書類（様式任意）



### (3) 事業承継・法人成特例・1

平成31年4月から令和元年12月の間に事業の承継・法人成などがあった場合、以下のいずれかに該当する場合は対象となります。

- ①令和2年1月から12月のうち、任意のひと月の収入が、令和元年の年間事業収入を令和元年の事業の承継・法人成以降の月数\*で按分した月平均額と比較して、50%以上減少している。
- ②令和2年6月から12月のうち、連続する任意の3か月の収入の合計が、令和元年の年間事業収入を令和元年の事業の承継・法人成以降の月数\*で按分した月平均額を3倍した額（3か月分）と比較して、30%以上減少している。

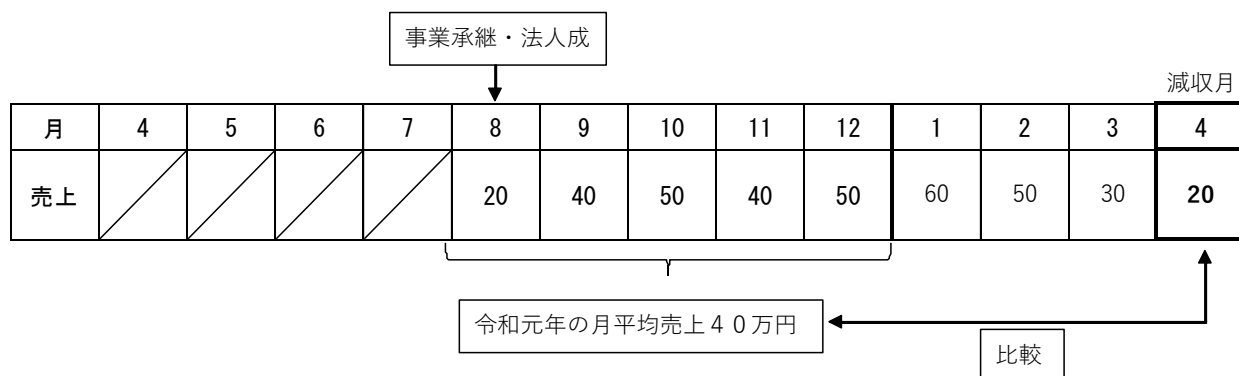
#### 【追加で必要な書類】

(法人の場合)

- 法人設立届出書の写し
- (確定申告時期が到来していない場合) 税理士による押印及び署名がなされた、令和元年分の年間事業収入を証明する書類(様式任意)

(個人事業主の場合)

- 個人事業の開業届出書の写し又は開業日、所在地、代表者の記載がある公的書類の写し



### (4) 事業承継・法人成特例・2

令和2年1月以降に事業の承継・法人成などがあった場合は、以下の必要書類を追加で提出いただき、売上の比較を行います。

#### 【追加で必要な書類】

- 事業承継をした者の令和元年の確定申告書又は法人成前の事業者の令和元年の確定申告書(法人の場合)
- 法人設立届出書の写し
- (個人事業主の場合)
- 個人事業の開業届出書の写し又は開業日、所在地、代表者の記載がある公的書類の写し

#### **(5) 確定申告特例・1**

令和元年の確定申告の義務がない場合やその他相当の事由により提出できない場合

- ・令和元年分の市町村民税・都道府県民税の申告書類の控えを提出いただき、令和元年の年間事業収入の月平均額と令和2年の減収対象月の売上と比較します。

#### **(6) 確定申告特例・2**

「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」に基づいて、令和元年分の確定申告を完了していない場合、又は、住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合

- ・平成30年分の確定申告書類等の控え又は平成30年分の市町村民税・都道府県民税の申告書類の控えを提出いただき、平成30年の月別の売上がわかる場合は比較月の売上と、平成30年の月別売上がわからない場合は、平成30年の年間事業収入月平均額と令和2年の減収対象月の売上と比較します。

#### **(7) 白色申告特例**

白色申告のため、月ごとの売上高が確認できない場合、以下のいずれかに該当する場合は対象となります。

- ①令和2年1月から12月のうち、任意のひと月の収入が、令和元年の年間事業収入の平均額と比較して、50%以上減少している。
- ②令和2年6月から12月のうち、連続する任意の3か月の収入の合計が、令和元年の年間事業収入の平均額を3倍した額（3か月分）と比較して、30%以上減少している。

## (8) NPO法人・公益法人等特例

P2対象要件(1)に該当する者で、公益法人等(法人税法別表第二に該当する法人)及び法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人(NPO法人等)であるため確定申告を要さない場合、以下のいずれかに該当する場合は対象となります。

- ①令和2年1月から12月のうち、任意のひと月の収入が、前年同月(又は前年の月平均)と比較して、50%以上減少している。
- ②令和2年6月から12月のうち、連続する任意の3か月の収入の合計が、前年同期(又は前年の月平均を3倍した額(3か月分))と比較して、30%以上減少している。

※この場合の収入とは、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入など、株式会社等という営業外収益に当たる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入(公益法人等の場合、国・地方公共団体からの受託事業による収入を含む。)のみを対象とします。

※「会費」は収入に含めることができます。

また、確定申告書類の代わりに以下1及び2の書類を提出していただきます。

### 【追加で必要な書類】

#### 1 特例に該当していることが確認できる書類

- 履歴事項証明書又は根拠法令に基づき法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類

#### 2 直前の事業年度の収入を確認する書類

(例)

種別	年間収入の確認書類
社会福祉法人	事業活動計算書
NPO法人	(特定非営利活動に係る)事業報告書
公益法人	正味財産増減計算書

### ○事業所を賃借している場合

#### 【事業所を賃借していることが確認できる書類】

以下の(ア)及び(イ)を提出してください。なお、どちらか一方を保有していない場合は、(ウ)を追加し、「(ア)及び(ウ)」又は「(イ)及び(ウ)」の提出で代替することができるものとします。また、提出は申請書「賃借の情報」に記載した事業所の分(最大2事業所分)のみで構いません。

(ア) 事業所の賃貸借契約書の写し

※ 対象物件・物件住所・契約金額、契約日付、契約当事者双方がわかる箇所のみで構いません。なお、申請時において有効なものであり、記載された事業所の住所が申請書に記載する「賃借の情報」と同一のものに限ります。

(イ) 賃借料支払いを証明する領収書の写し

※ 貸主・借主（申請者）・物件住所がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

(ウ) ((ア) 又は (イ) を保有していない場合) 賃借条件等を記載した書類（任意様式）

記載する項目は、対象物件名、物件住所、契約日、契約期間、貸主、借主、用途、支払賃料

※ 「(ウ) 賃借条件等を記載した書類」の作成例

対象物件名	〇〇ビル	貸主	千葉 花子
物件住所	〇〇市〇〇1-11-1	借主	千葉 太郎
契約日	令和元年8月〇日	用途	事業用
契約期間	令和元年8月〇日 ～令和3年8月〇日	令和元年支払 賃料の総額	200万円

## V その他留意事項

---

- (1) 本支援金の決定後、対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、支援金を返金するとともに、加算金を支払うこととなります。
- (2) 県は必要に応じて、申請内容（休業実態等）の状況について調査する場合があります。その場合、支給対象者は県に協力するとともに、速やかに状況を報告願います。
- (3) 県の休業等の要請に協力いただいた事業者について、ホームページで紹介する場合があります。
- (4) 支給対象者は、本支援金の申請にかかる書類一式について、帳簿及び全ての証拠書類を備えておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類を令和2年度から5年間、保存しておかなければなりません。

※その他ご不明な点については、相談センターまでお問い合わせください。

## 千葉県の新規インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置（別紙）

- 1 新規インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、4月14日から5月31日までの間、下記施設の使用停止またはイベント開催の停止の協力を要請

※同法に基づく休業等の要請が5月30日までのいずれかの日で終了する場合は当該終了日までとする。

- 2 新規インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋等を管理する事業者に対し、4月18日から5月25日までの間、19時以降の夜間の酒類の提供を控えていただくよう要請し、5月26日以降は、22時以降の夜間の酒類の提供を控えていただくよう要請

### （休業等対象施設一覧）

種類	施設	休止要請	備考
大学 等	大学	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設への要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	専門学校	対象	
	高等専修学校	対象	
	専修学校・各種学校	対象	
	日本語学校・外国語学校	対象	
	インターナショナルスクール	対象	
劇場 等	劇場	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	観覧場	対象	
	プラネタリウム	対象	
	映画館	対象	
	演芸場	対象	
集会場 等	集会場	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	公会堂	対象	
	展示場	対象	
	貸会議室	対象	
	文化会館	対象	
	多目的ホール	対象	
集会場 等	神社	対象外	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	寺院	対象外	
	教会	対象外	

種類	施設	休止要請	備考
	ホテル (集会の用に供する部分に限る。)	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請)
	旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	対象	
運動施設等	体育館	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請)  ※屋内施設は、使用停止の要請の対象とする。  ☆屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする。
	屋内・屋外水泳場	対象	
	ボウリング場	対象	
	スケート場	対象	
	ゴルフ練習場(※)	対象外	
	バッティング練習場(※)	対象外	
	陸上競技場(☆)	対象外	
	野球場(☆)	対象外	
	テニス場(☆)	対象外	
	柔剣道場	対象	
	弓道場	対象外	
	スポーツクラブ	対象	
	ホットヨガ、 ヨガスタジオ	対象	
遊技場	マージャン店	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請)
	パチンコ屋	対象	
	ゲームセンター	対象	
	テーマパーク	対象	
	遊園地	対象	
博物館等	博物館	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請(=休業要請)
	美術館	対象	
	図書館	対象	
	科学館	対象	
	記念館	対象	
	水族館	対象	
	動物園	対象	
	植物園	対象	

種類	施設	休止要請	備考
遊興施設等	キャバレー	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	ナイトクラブ	対象	
	ダンスホール	対象	
	スナック	対象	
	バー	対象	
	パブ	対象	
	ダーツバー	対象	
	個室付浴場業に係る 公衆浴場	対象	
	ヌードスタジオ	対象	
	のぞき劇場	対象	
	性風俗店	対象	
	デリヘル	対象	
	アダルトショップ	対象	
	個室ビデオ店	対象	
	ネットカフェ	対象	
	漫画喫茶	対象	
	カラオケボックス	対象	
	射的場	対象	
	ライブハウス	対象	
	場外馬（車・舟）券場	対象	
自動車 教習所 等	自動車教習所	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	学習塾	対象	
	オンライン授業	対象外	
	家庭教師	対象外	
	英会話教室	対象	
	音楽教室	対象	
	囲碁・将棋教室	対象	
	生け花・茶道・書道 ・絵画教室	対象	
	そろばん教室	対象	
	バレエ教室	対象	
	体操教室	対象	



## 暴力団排除に関する規定（Ⅱ対象要件（7）関係）

（別紙）

支給を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が、将来においても、次の各号のいずれにも該当しないこと。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 二 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
  - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
  - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
  - ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾していただくことが申請条件となります。